平成３０年（フ）第３４８号
福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷478番地２
債務者　有限会社テクノモデル
代表者取締役　大﨑　　崇
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前10時30分
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３０６号
福岡市西区姪の浜５丁目18番８－102号
債務者　ナショナルｋｅｙショップこと　吉留　和文
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠木　　玲
4　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２９７号
千葉県船橋市駿河台２丁目25番50号
債務者　松岡　利春
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成30年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２９１号
千葉県市川市本北方２丁目24番13号　（エクレールＡ102号）
債務者　桃崎　育美（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　真郷
4　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３６号
福島県白河市みさか２丁目12番地12
債務者　柴原　隆敏
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横村　利勝
4　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成３０年（フ）第２４３号
千葉市中央区院内１丁目２番21号　フラッツ100　412号
債務者　大西　周二
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　　淳
4　破産債権の届出期間　平成30年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６１号
愛媛県松山市北梅本町甲683番地４、住民票上の住所愛媛県松山市桑原１丁目１番32号　みよしビルⅠ　303号
債務者　藤田　誠一
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　佳子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午後１時25分
6　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１５号
千葉県習志野市津田沼７丁目５番15―202号
債務者　川口　展央
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　俊也
4　破産債権の届出期間　平成30年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３２号
茨城県水戸市渡里町2464番地の１
債務者　石﨑　唯史
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松原裕介
4　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月22日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１１号
青森県弘前市大字中野１丁目６番地31
債務者　佐野　智彦
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　賢二
4　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第５３号
千葉県船橋市咲が丘１丁目28番38―305号
債務者　中村　昇一
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩野　大介
4　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１３５号
千葉市稲毛区千草台１丁目１番22棟207号
債務者　阪上　幸平
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　康友
4　破産債権の届出期間　平成30年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２８３号
千葉県市原市うるいど南２丁目２番地３　メゾン・フォレスティアＢ201
債務者　鎗田　政利
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永嶋久美子
4　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４８号
金沢市小立野１丁目８番25号
債務者　矢部　　優
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　明夫
4　破産債権の届出期間　平成30年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２８８号
千葉県船橋市上山町２丁目504番地17
債務者　土井　孝行
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　伸郎
4　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係